

議員提出第13号議案

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費
国庫負担制度の堅持を求める意見書提出の件

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国
庫負担制度の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年10月23日提出

提出者 神戸市会議員

| | | |
|----------|----------|----------|
| 松本 しゅうじ | 坊 池 正 | 平 井 真千子 |
| 山 口 由 美 | 河 南 忠 和 | しらくに高太郎 |
| 山下 てんせい | 五 島 大 亮 | 植 中 雅 子 |
| 吉 田 健 吾 | 上 畠 寛 弘 | 平 野 達 司 |
| 大 野 陽 平 | 浅 井 美 佳 | 大井 としひろ |
| 高 橋 としえ | 住 本 かずのり | 外 海 開 三 |
| 三木しんじろう | 黒 田 武 志 | 山本 のりかず |
| ながさわ 淳一 | さとう まちこ | 川 口 まさる |
| 原 直 樹 | なんの ゆうこ | のまち 圭 一 |
| 岩谷 しげなり | 吉 田 謙 治 | 壬 生 潤 |
| 菅 野 吉 記 | 堂 下 豊 史 | 高 瀬 勝 也 |
| 徳 山 敏 子 | 門 田 まゆみ | 宮 田 公 子 |
| 細 谷 典 功 | 坂 口 有希子 | 萩 原 泰 三 |
| 岩 佐 けんや | 松 本 のり子 | 森 本 真 |
| 大かわら 鈴子 | 西 ただす | 赤 田 かつのり |
| 味 口 としゆき | 朝 倉 えつ子 | 森 田 たき子 |
| 前 田 あきら | 川 内 清 尚 | よこはた 和幸 |
| 伊 藤 めぐみ | 諫 山 大 介 | や の こうじ |
| か じ 幸 夫 | 木 戸 さだかず | あわはら 富夫 |
| 香 川 真 二 | 村 野 誠 一 | 岡 田 ゆうじ |
| 上 原 みなみ | つじ やすひろ | 村 上 立 真 |

理 由

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

各宛て

神戸市会議長 坊 恭寿

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と
義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

令和3年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられています。今後は、小学校だけにとどまらず、中学校及び高等学校での35人学級体制の早期実施が必要となります。加えて、きめ細やかな教育活動を進めるためには、更なる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が欠かせません。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員は子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。

一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるとともに、学校の働き方改革を実現するために、地方自治体は安定的に教職員を配置し、教育環境を整備していく必要がありますが、そのためには、国庫負担に裏付けされた加配の増員や、少数職種の配置増など計画的な教職員の定数改善が欠かせません。

独自に人的措置を講じている地方自治体もありますが、地方自治体間で教育格差が生じることや、厳しい状況にある地方自治体の財政を更に圧迫するといった問題があるため、住む場所にかかわらず一定水準の教育を子供たちに提供することは国によって実現していくべきです。

よって、国におかれでは、令和7年度の予算編成において下記の事項に取り組

まれるよう、強く要望します。

記

1. 中学校及び高等学校での35人学級体制を早急に実施すること。また、更なる学級編制基準の引下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配の増員や、少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 地方自治体が、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を実施できるよう、加配の削減を行わないこと。
4. 教職員の未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての地方自治体で定年引上げ期間中においても教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置を始めとした必要な財政措置を講ずること。
6. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。